

産業建設委員会会議録

=====
日時 令和5年5月31日（水曜日）

午前10時から午前11時20分まで

場所 第4委員会室

日程

1 開会

2 協議事項

(1) 令和5年第2回（6月）定例会 上程議案等について

① 土浦市小町の館条例の一部改正（案）について（商工観光課）

② 令和5年度土浦市一般会計補正予算（第4回）（案）について（商工観光課）

③ 令和5年度土浦市下水道事業会計補正予算（第1回）（案）について（下水道課）

④ 令和4年度土浦市下水道事業会計予算の繰越しについて（下水道課）

⑤ 令和4年度土浦市水道事業会計予算の繰越しについて（水道課）

⑥ 市道の路線の認定（案）について（道路管理課）

⑦ 和解（案）について（道路管理瑕疵）（道路管理課）

⑧ 専決処分の報告について（道路管理瑕疵）（道路管理課）

(2) 報告事項

⑨ つちまるバスの運行状況及び新規路線の導入について（都市計画課）

⑩ 令和5年度つちうらMaas推進協議会の取組について（都市計画課）

⑪ 土浦市住生活基本計画策定及び土浦市公営住宅等長寿命化計画見直し事業について（住宅営繕課）

⑫ 土浦市公共下水道事業経営戦略について（下水道課）

(3) その他

⑬ 茨城県県行分収造林に係る伐採について（農林水産課）

⑭ 桜土浦インターチェンジ周辺地区土地利用促進事業発起人会の結成について（都市整備課）

⑮ 神立駅西口地区土地区画整理事業の進捗状況について（都市整備課）

⑯ 工事発注状況報告について（商工観光課、都市計画課、道路管理課、住宅営繕課、下水道課、水道課）

3 その他

⑰ 地域地区等調査事業について（都市計画課）

4 閉会

出席委員（8名）

委員長 平石 勝司
副委員長 今野 貴子
委員 竹内 博
委員 寺内 充
委員 海老原 一郎
委員 下村 壽郎
委員 島岡 宏明
委員 吉田 直起

説明のため出席した者（15名）

産業経済部長	佐藤 亨	都市政策部長	塚本 隆行
建設部長	渡辺 善弘	商工観光課長	沼尻 健
農林水産課長	黒須 清一	農業委員会事務局長	坂本 直親
都市計画課長	飯泉 貴史	都市整備課	福澄 雄祐
施設・公園管理課長	中島 賢市	建築指導課長	齋藤 仁志
道路管理課長	滝田 昌暁	道路建設課長	浅岡 武徳
住宅営繕課長	三浦 誠	下水道課長	室町 和徳
水道課長	和田 利昭		

傍聴者 0名

事務局職員出席者 松本 裕司

○平石委員長 ただ今から産業建設委員会を開催いたします。会議に先立ちまして、今回から所管の執行部の皆さんが出席されていますので、まず、委員のほうから、簡単に自己紹介をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。まず私から、委員長の平石です。よろしくお願いいたします。

○今野副委員長 副委員長を拝命しました今野貴子です。よろしく御指導お願いいたします。

○竹内委員 竹内です。よろしくお願いいたします。

○寺内委員 寺内です。よろしくお願いいたします。

○海老原委員 海老原一郎です。よろしくお願いいたします。

- 下村委員 下村壽郎です。よろしくお願いいたします。
- 島岡委員 島岡宏明です。よろしくお願いいたします。
- 吉田委員 吉田です。よろしくお願いします。
- 平石委員長 ありがとうございます。つづいて、執行部の皆さまから機構順に、自己紹介をお願いいたします。
- 佐藤産業経済部長 産業経済部長、佐藤です。よろしくお願いします。
- 沼尻商工観光課長 商工観光課長の沼尻です。よろしくお願いします。
- 黒須農林水産課長 農林水産課長の黒須です。よろしくお願いします。
- 坂本農業委員会事務局長 農業委員会事務局長の坂本です。よろしくお願いします。
- 塚本都市政策部長 都市政策部長の塚本です。よろしくお願いします。
- 飯泉都市計画課長 都市計画課長の飯泉です。よろしくお願いします。
- 福澄都市整備課長 都市整備課長の福澄です。よろしくお願いします。
- 中島公園・施設管理課長 公園・施設管理課長の中島です。新任となります。よろしくお願いします。
- 齋藤建築指導課長 建築指導課長の齋藤です。同じく新任となります。よろしくお願いします。
- 渡辺建設部長 建設部長の渡辺です。引きつづきよろしくお願いします。
- 滝田道路管理課長 道路管理課長の滝田です。よろしくお願いします。
- 浅岡道路建設課長 道路建設課長の浅岡です。よろしくお願いします。
- 三浦住宅営繕課長 住宅営繕課長の三浦でございます。よろしくお願いします。
- 室町下水道課長 下水道課長の室町です。よろしくお願いします。
- 和田水道課長 水道課長の和田でございます。よろしくお願いします。
- 平石委員長 よろしくお願いします。それでは協議に入りたいと思います。1番の資料、お開きいただきたいと思います。土浦市小町の館条例の一部改正案について執行部から説明をお願いいたします。
- 沼尻商工観光課長 土浦市小町の館条例の一部改正について、御説明いたします。改正の目的ですが、現在の利用状況に合わせた開館時間の見直しを行い、併せて利用料金を改正するものでございます。小町の館ですが、ハイキング客やそばを食べにくる方など、日中の来訪者は多いものの、夕方の利用者は減少しておりまして、以前から利用状況を調査してまいりましたが、夏場でも午後5時頃には、人もまばらな状態になっております。現行の開館時間は、11月から2月の冬場が9時から17時、3月から10月の夏場が9時から18時となっております。利用料金は、閉館時間の違いにより、異なった利用料金にな

っておりましたが、条例改正により、見直し後の開館時間を通年9時から17時とさせていただきまして、それに合わせて利用料金も、午後の部13時から18時までの5時間分の料金設定をなくしまして、13時から17時までの4時間分の料金設定、こちらは変更なしで、これまでと同額料金でございます。施行日は、利用者への周知期間を設けまして、令和5年10月1日からとしております。説明は、以上です。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

○竹内委員 はい。御説明いただいたんですが、利用料金の一部改正をすることによってどういう効果が現れるか、もうちょっと具体的にお聞きしたいと思います。

○沼尻商工観光課長 利用料金の方なんですけれども、これまで18時までやっていた時間の料金を単純に切ったというだけなんですけれども、効果というかそういったところは特に狙ってはおりません。

○平石委員長 つぎに、②令和5年度土浦市一般会計補正予算（第4回）（案）について、執行部から説明をお願いします。

○沼尻商工観光課長 令和5年度土浦市一般会計補正予算第4回（案）について、御説明いたします。資料2ページをお願いします。箱の左側、第6款商工費、2目商工業振興費、事業名は、わくわく茨城生活実現事業。補正額は、730万円をお願いするものでございます。事業内容は、定住人口を増やすために、東京圏から土浦市で就業や起業をするため移住された方へ移住支援金を支給するもので、茨城県の事業に連動する形になっております。4ページと5ページに茨城県が作成したチラシのデータを添付しておりますので、後ほど御覧ください。3ページをお願いします。令和5年度の移住支援金申請見込み額でございます。申請状況は、表の左側の方に「単身」「世帯」「子供加算金」とありますが、単身者への支援金額が1人60万円、世帯は、1世帯に100万円、それから子供加算金として、子供1人につき30万円を支給いたします。表に丸が並んでおりまして、表の上に当初と補正とありますが、まず当初の縦の列を見ていただくと、世帯に丸が2つ、子供加算金に2つ付いておりまして、こちらが当初予算での対応件数となっております。今回お願いしますのは、補正の縦の列、単身4件、世帯4件、子供加算金3件分で、合計730万円となっております。コロナの影響で、自宅で仕事ができるテレワークでの就業が一般的になり、生まれ故郷である土浦へのUターンや、田舎暮らしを求めて本市へ移住される方などが増えたことから、今回の補正予算にて、対応させていただきたいと考えております。財源は資料下の米印に記載のとおり、国からのデジ

タル田園都市国家構想交付金を原資として、県からの支出金が全体の4分の3の547万5,000円、残りの4分の1の182万5,000円を市の一般財源から支出したいと考えております。最後に、交付状況でございますが、単独、世帯、子供加算、いずれも申請要望件数に対しまして、交付予定の件数が足りておりませんので、茨城県に対して更なる予算追加を要望しておりましたが、その甲斐あって、先週の金曜日に茨城県から補助金の追加が可能で8月頃になりそうだと連絡がありました。正式に決定した際には、また改めて追加の補正をお願いすることになるかと考えております。説明は、以上です。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 つぎに、③令和5年度土浦市下水道事業会計補正予算(第1回)(案)について、執行部から説明をお願いします。

○室町下水道課長 サイドブックの③番をお願いします。別添資料3の令和5年度土浦市下水道事業会計補正予算(第1回)(案)につきまして、サイドブックの2ページ、をお願いします。令和5年度土浦市下水道事業会計、補正予算の第1回(案)でございます。1款、1項、1目26節補償費の補正でございます。この度、増額補正をお願いする事業は、公共下水道雨水排水路整備事業で、補正予算の内容につきましては、説明欄にございますとおり、神立菅谷雨水幹線整備に伴うN T Tの移設補償費の増額による8,480万円の増額要求をお願いするものです。はじめに、神立菅谷雨水幹線整備事業について御説明いたしますので、ページが少し飛びますが最後のページである5ページをお願いします。この図面が、神立菅谷雨水幹線の全体図となります。図面左側の神立中央五丁目が上流で、図面の右側の菅谷町の一の瀬川に至る雨水幹線となっております。現在の進捗状況については、図面中央に実線で示してございますJ R常磐線の横断部を含む下流部については、菅谷町にある雨水調整池が一部未完成ではございますが、函渠については完了しております。現在は図面中央の点線の赤丸で示しております延長55.47メートルの区間の整備を令和3年からの繰越により施工しているところです。なお、今年度以降は、点線で示してございます図面左側の上流部について、計画的に整備を進めてまいります。一枚お戻りいただきまして、4ページをお願いします。現在施工中の雨水幹線整備工事は、この図面では、赤の点線で示した箇所となります。この整備箇所につきましては、J R常磐線の神立駅西口側の県道牛渡馬場山土浦線を横断する計画で、施工中でございます。この雨水幹線を施工する箇所を交差する県道部に、赤の実線で示した「移設箇所(補償区間)延長112.2メー

トル」と記載のとおり、N T T東日本の幹線の通信線が埋設されており、このN T T管が雨水幹線を整備する際、支障となることから、N T T管の移設に掛かる費用を補償するものです。現在、これらの工事については、完了のめどが立ち、最終的な金額が確定してきましたが、当初に想定できなかった追加工事が発生したため、N T Tの移設補償費について、予算の増額をお願いするものです。この資料が神立菅谷雨水幹線整備に伴うN T T管の移設補償の内容の資料となります。これまで説明した内容が一部重複する箇所については、説明を省略させていただきます。2番、事業の経緯については、令和2年度までにJ R常磐線の横断工事が完了し、令和3年度からそれに接続させるため、県道部横断工事とそれに伴うN T Tの移設工事を実施中でございます。3番、N T Tの移設補償内容について御説明します。県道部には、N T Tの埋設管は11条埋設されており、延長としては、112.2メートルとなっております。延長が長いのは、移設するには支障になる箇所だけでなく、マンホールからマンホールまでの間で移設が必要になることからこの移設延長となっております。なお、N T Tにおかれましては、この電線管の移設工事は、N T Tグループの通信基盤設備の維持運用等を行うN T Tインフラネットに対して、費用低減を目的として設計施工一体発注により外注契約締結により実施しているものです。4番、補正金額について御説明します。ここに記載の予算現額については、2ページ記載の令和5年度当初予算ではなく、令和3年度からの繰越分の予算額であることから、2ページに記載の当初予算の金額とは、違いでございます。変更後の欄に記載の1億4,586万円が今回最終的に補償費として必要な補償金額となりまして、不足分8,490万円が今回補正をお願いします金額となります。5番を御覧ください。補償額の増額になった主な要因については、こちらに記載の二つございます。一つ目は、仮設土留めの施行方法が変更になったことによる増額となります。当初計画した仮設の土留めの打設施工では、鋼矢板(7.5メートル)をクレーンで吊り上げる際、上空の東京電力の電線が支障となることから、電線の移設を検討しておりましたが、移設には1年以上の期間を要することから、他の工法の検討を行いました。そのため、仮設土留めの施工については、上空の電線に支障が無いように、短い鋼矢板を繋いで打設する、継ぎ鋼矢板打設での施工に変更しました。二つ目は、警察協議により、夜間通行止めの交通整理員の増員及び継ぎ鋼矢板工に変更したことによる工期増に伴う人数の変更が主なものとなります。しかしながら、この様な当初から比べて大幅な追加費用が発生するに当たり、本市としてもN T Tに対して詳細な説明を求めました。当初、N T Tにおいては、机上で移設に必要な費用を算出しておりましたが、その際にN T Tで所有する図面等が古く、そのため、実際

の現場の状況と違いがあったことが原因としてございました。このような事態を受けて本市としては、数回NTTと打合せを行い、NTTの設計ミス等の原因である内容については、NTTの費用で行い、現場に入り、どうしても必要な費用についてだけを精査して、今回補正予算の要求をさせていただいておりますので、御承認のほど、よろしくお願いいたします。下水道事業会計補正予算の説明は、以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

○竹内委員 この文書には何月から工事を始めて何月に終わるのが一つも書いてないんですけど、それ言わないと、地元の皆さんも関係者も困るんです。

○室町下水道課長 大変失礼いたしました。NTTについては、協定を結ばせていただいております。協定につきましては、令和4年3月9日に協定を結ばせていただきまして、その時は令和5年の3月の24日までの工期で協定を結んだところでございますが、このような事情でございまして、どうしてもこの期間に終わらないということございまして、令和5年の3月8日に、協定の期間について、令和5年の8月10日までの期間で延長している状況でございます。なお、現場につきましては、6月中に大体終わるようなめどが立つ状況でございます。大変失礼しました。

○平石委員長 ほかには、御質問等ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 つぎに、④令和4年度土浦市下水道事業会計予算の繰越しについて、説明をお願いします。

○室町下水道課長 下水道事業会計の繰越しにつきましては、地方公営企業法、第26条の規定により、議会への報告事項となっておりますので、一覧表により御報告させていただきます。表中の1款資本的支出、1項建設改良費の一つ目、下水道ストックマネジメント事業は、下水道施設の点検調査及び工事でございますが、関係機関などとの協議に不測の日数を要したことから、3件の委託と5件の工事併せて8件について、繰り越したものでございます。つぎに、二つ目の公共下水道(汚水)整備事業につきましては、委託が1件、工事請負費が3件、工事に伴う支障物の移設などの補償費用がございまして、関係機関などとの協議に不測の日数を要したことから、繰り越したものでございます。つぎに、三つ目の公共下水道雨水排水路整備事業は、現在、木田余地内の雨水幹線や先ほど補正予算で御説明した神立中央二丁目地内の雨水幹線の工事及び菅谷町地内における調整池などの整備を進めてございます。今回、工事委託2件、工事が2件、移設補償などがございまして、関係機関などとの協

議に不測の日数を要したことから、繰り越したものでございます。つぎに、四つ目の流域下水道事業でございますが、この事業は、県の施設でございます霞ヶ浦浄化センターの改築などに要する建設負担金を納付するものでございますが、県流域処理場における工事等につきまして、年度内完了が困難なことに伴い、負担金の繰越しをお願いするものでございます。右側の3ページをお願いいたします。令和4年度、土浦市下水道事業会計予算の事故繰越しに伴う計算資料でございます。下水道事業会計の事故繰越しにつきましては、地方公営企業法、第26条第2項ただし書の規定により、議会への報告事項となっておりますので、一覧表により御報告させていただきます。表中の1款、資本的支出、1項、建設改良費の公共下水道雨水排水路整備事業は、先ほど補正予算案で御説明いたしました神立中央2丁目地内の神立菅谷雨水幹線整備に伴うN T Tへの工事委託及び移設補償については、新型コロナウイルスの感染拡大による影響に伴い、工事に必要な資機材の納入が遅れたため、事故繰越しするものでございます。なお、4ページから20ページまでが、位置図でございますので、よろしくをお願いいたします。下水道課からは、以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 つぎに、⑤令和4年度土浦市水道事業会計予算の繰越しについて、説明をお願いします。

○和田水道課長 水道課でございます。サイドブックスの⑤番をお願いします。別添資料5、令和4年度、土浦市水道事業会計予算の繰越しにつきまして、サイドブックスの2ページをお願いします。令和4年度の土浦市水道事業会計予算の繰越しに伴う計算資料でございます。下水道事業会計と同様に、水道事業会計の繰越しにつきましても、地方公営企業法の第26条の規定により、議会への報告事項となっておりますので、一覧表に基づきまして、御報告させていただきます。上側の表中の1款、資本的支出の1項、建設改良費の一つ目、配水管施設整備事業は、配水管未整備路線の新設工事でございますが、令和4年度の工事実施に当たり、関係機関との協議などに不測の日数を要したことから、4件の工事につきまして、繰り越したものでございます。

また、二つ目の老朽管更新事業は、水道管の老朽化に伴う布設替え工事でございますが、関係機関との協議などに不測の日数を要しましたことから、工事実施に先立ちました実施設計の委託が3件及び布設替え工事の3件につきまして、繰り越したものでございます。つづいて、3つ目の配水場設備更新事業は、市内4か所に設置された、配水場施設の更新にかかる事業でございます。当該

繰越工事の1件につきましては、新治浄配水場における老朽設備の更新でございますが、半導体の不足による交換部品の納入に日数を要したものでございます。つづきまして、下側の表中の1款、水道事業費用の1項、営業費用の配水管移設工事は、下水道課発注の雨水幹線整備に支障となる既設水道管の移設工事でございますが、雨水幹線工事の工期延長に伴う繰越しでございます。なお、サイドブックスの3ページから6ページは、配水管施設整備事業における新設工事の施工箇所でございます。また、7ページから12ページにつきましては、老朽管更新事業として、配水管の布設替えに伴う実施設計の委託箇所及び配水管更新工事の施工箇所でございます。つづいて、13ページは、配水場設備更新事業における新治浄配水場の工事概要でございます。14ページは、神立中央地区における雨水幹線整備に伴う配水管の移設箇所でございますので、御確認のほど、よろしくお願いいたします。水道課からは、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 つぎに、⑥市道の路線の認定(案)について、説明をお願いします。

○滝田道路管理課長 道路管理課でございます。⑥市道の路線の認定(案)について、をお願いいたします。2ページをお願いいたします。市道の認定(案)につきましては、3路線でございます。天川一丁目19号線、下高津二丁目15号線、I級45号線となります。3ページをお願いいたします。天川一丁目19号線は天川保育所の東側に位置しております。開発行為を株式会社レックスが行い、寄附により延長31.5メートル、幅員5.0から8.0メートルを市道に認定するものでございます。4ページをお願いします。下高津2丁目15号線は、国立病院の北側に位置しております。この路線は、県が県道土浦坂東線の整備を行い、今までの県道部分を市道に認定するもので、延長81.6メートル、幅員6.0から8.00メートルの認定でございます。5ページをお願いします。国道125号阿見土浦バイパス整備事業に伴って生じる現在の国道125号を引き継ぐに当たり認定するものです。区間は、小松坂下から阿見町の行政界までとなっており、延長2,170メートル、幅員9.7から16.4メートルの認定でございます。なお、6ページが市道路線認定調書でございますので、御確認のほどお願いいたします。以上の3路線の市道認定につきまして、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等あり

ますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 つぎに、⑦和解(案)について、説明をお願いします。

○滝田道路管理課長 道路管理課でございます。⑦和解(案)について、をお願いいたします。2ページをお願いいたします。道路管理瑕疵に係る損害賠償の和解でございます。事故の発生は、3年前の令和2年2月9日午前8時25分頃に乙戸地内の市道を自転車で走行中に、土浦市が管理しています土地に設置してある鉄線に衝突し、転倒して身体障害を負ったことについて、令和4年9月15日に損害賠償が請求されました。内容としましては、原告が和解の相手とその家族・合計5人の被告が土浦市・茨城県・国で請求額が1億6,067万6,307円となります。今回の和解案でございますが、和解の相手1人に土浦市が1,500万円支払うこととなりますが、原告側の家族4人は、請求しなくなり、被告側の茨城県・国は取下げとなっております。3ページが位置図でございます。4ページをお願いします。詳細な位置図となります。事故の状況でございますが、下の方に乙戸22号線とありますが、この道路を下から自転車で走行し赤色の土地に設置してあった柵に衝突したものです。5ページをお願いします。現場状況の写真でございます。赤の線の所が、衝突した場所です。6ページをお願いします。現在の写真でございます。事故が起きない様に緑色で目立つ安全対策を行っております。説明につきましては、以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 つぎに、⑧専決処分の報告について、説明をお願いします。

○滝田道路管理課長 道路管理課でございます。⑧専決処分の報告について、をお願い致します。2ページをお願いいたします。今回の報告は、道路管理瑕疵に係る物損事故の和解1件でございます。事故の発生日時と場所につきましては、令和5年4月21日午後6時頃、常磐線を跨ぐ寄居踏切の東側・土浦市神立町3293番15地先において発生した自転車の物損事故でございます。事故の概要としましては、走行中に道路の穴に落ちて前輪タイヤを破損したものでございます。和解の概要といたしましては、土浦市が相手方に対し、損害額5,400円を支払うことにより和解したものでございます。支払いにつきましては、損害保険にて対応しております。なお、3ページが位置図でございます。つぎに4ページをお願いいたします。現場状況の写真でございますが、直ちに、補修をいたしております。被害状況の写真が5ページとなりますので、

よろしくお願ひいたします。説明につきましては、以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

○竹内委員 随分前ですけど、郵便局と提携して市内を防巡回してる彼らのほうが道路の破損状況に詳しいというようなことで、土浦市とアミニティ制度で、よりよい環境ということをやっていたんですが、当時は、結構郵便局から穴が開いてるとか、陥没しているとか、道路に破損があるとか、結構来たんだけど、今はそういうのは、やってないんでしょうか。

○滝田道路管理課長 今も継続してございます。そのほかに市でも月に2回、毎週火曜日に職員でパトロールを回っております。補修事務所の方でも毎日回っている現状でございます。

○竹内委員 陥没って、多いんだよね。道路上に陥没して、オートバイとか自転車が引っかかっているの。巡回しているわけだから、チェックしてるだろうから、速やかに回収するとか、お願いします。

○海老原委員 関連して、最近始まった異常通報システムの所管は、こっちじゃないんだっけ。

○滝田道路管理課長 道路管理課の方にも通報システムは入るような形になっております。御存知かと思うんですけども、カーブミラーと道路破損状況という形で二つに分かれて、いろいろ設定してもらって活用させていただいてます。

○海老原委員 実績を教えてください。

○滝田道路管理課長 今の状況ですと道路管理課の方では18件ございます。

○平石委員長 ありがとうございます。そのほか、御質問等ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 つぎに、報告事項です。⑨つちまるバスの運行状況及び新規路線の導入について、説明をお願いします。

○飯泉都市計画課長 都市計画課でございます。つづきまして、つちまるバスの運行状況及び新規路線の導入につきまして、説明をさせていただきます。つちまるバスにつきましては、初めての委員の方もいらっしゃると思いますので、本市の公共交通における「つちまるバス」の位置付け・役割を説明させていただきます。恐れ入りますが、産業建設委員会資料の⑨-2「土浦市地域公共交通計画概要版」をお願いいたします。本市におきましては、利便性の高い地域公共交通の実現を目指すため、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間といたします土浦市地域公共交通計画を策定しております。本計画におきましては、1ページの一番下の表にありますとおり、本市における公共交通の役割

分担といたしまして、鉄道や路線バスを基幹的交通、キララちゃんバスやコミュニティ交通、のりあいタクシーなどを補助的交通として位置付けております。つぎに、2ページにおきまして、基幹的交通や補助的交通の現況と課題を整理の上、3ページの一番下にありますとおり、本市における公共交通の将来像を掲げるものとなっております。4ページをお願いいたします。公共交通整備の方向性と手順といたしまして、はじめに、①といたしまして、各公共交通の役割分担の明確化のうえ、②において、公共交通不便地域における新たな公共交通の導入を検討し、③コミュニティ交通の導入促進地域の選定といたしまして、神立町、並木・板谷を始め、5ページにお示しをしております7地区をコミュニティ交通導入促進地区としたところでございます。それでは、資料の説明に戻らせていただきます。お手数をおかけいたしますが、改めまして、産業建設委員会資料の「⑨つちまるバスの運行状況及び新規路線の導入について」をお願いいたします。それでは、表紙をおめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。本事業につきましては、市民代表や学識経験者、事業者、国・県等の関係機関により組織されております「土浦市地域公共交通活性化協議会」が事業主体となっております。2の事業の目的といたしましては、先ほど御説明しましたとおり、土浦市地域公共交通計画におきまして、公共交通整備の必要性が高い地域7地区を位置付け、順次、コミュニティ交通の導入を進めることによりまして、公共交通不便地域の解消を図るものでございます。3の運行概要についてでございますが、まず、令和3年度につきましては、中村南・西根南地区の路線といたしまして、荒川沖駅西口と霞ヶ浦医療センターを結ぶ路線の運行を開始いたしました。令和4年度につきましては、右靱地区の路線といたしまして、荒川沖駅東口と霞ヶ浦医療センターを結ぶ路線の運行を開始したところでございます。利用者数につきましては、4番に記載のとおりとなっており、増加傾向を示しております。5の新規路線の導入についてでございますが、令和5年度につきましては、乙戸南地区の導入を検討しており、これまでの中村南・西根南地区や右靱地区と同様に、乙戸南地区におきましても、地元の皆様によって地元運行協議会を発足していただき、地元の皆さんの意向を踏まえ、協議を行いながら、バリアフリー対応の車両にて運行内容の検討作業を行っているところです。今後につきましても、適宜、産業建設委員会の皆様に報告を行いながら、取組を進めてまいりたいと考えております。説明は、以上となります。よろしくをお願いいたします。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

○海老原委員 9の②の概要ですけど4ページ、木田余東台の矢印が線路の手

前になってんだけど、西側はどうなんですか。

○飯泉都市計画課長 分かりづらくて申し訳ございません。確かに木田余東台の線路のところを指しておりますけれども、黄色い丸といいますか、いわゆる木田余東台地区を指すようなイメージで記載をしておりますして、5ページにおいて、このエリアについても神立町、木田余東台というイメージで資料を作らせていただいております。

○海老原委員 分かりました。もうちょっと分かりやすい資料をお願いします。

○竹内委員 9-②の4ページに、本市における公共交通不便地域の状況というところがあるんですが、並木、板谷、神立とかあるんですが、不便地域だというふうに銘打ってるわけですから意向調査とか、そういう住民に対するアンケートとかは、順次やっていくんでしょうか。

○飯泉都市計画課長 はい。地元の意向という住民の意向という話がございますが、この計画を作るときに、市民の方対象で3,000名でアンケートを実施いたしました。その結果も踏まえてということなんですが、現在は中村南、西根南、右靱、乙戸南と順番にやっておりますけれども、地区に入る前に、改めて地区の方限定のアンケートを実施しておりますして、どういったところに行きたいですかとか、つちまるバスが導入されたら、利用される意向ありますかというような調査をし、地区の意向を踏まえた上で、地区の皆さんの協議会でいろいろと意見交換をさせていただくという流れで、取組を進めております。

○竹内委員 これ居住、居住誘導区域のうち人口密度など1ヘクタール当たり人口密度30人以上とあるんですけど、板谷なんかね、ものすごく熱望してる場所なんですよ。ああいうところは、やっぱり意向調査とか、何かこうボールを投げたほうがいいと思うんですけど。今は右靱だとか中村西だとか、南部方面ばかりやってるとい声もあるんですよ。もうちょっとこっち側に寄ってこないんですかっていう話もあるし、その辺よろしくお願いたしたいんですよ。

○飯泉都市計画課長 都市計画課でございます。アンケートの結果や地域の特性、高齢化率などいろいろな形で点数化をして、その順番でということなんですが、並木、板谷の方面も対象地区になっておりますので、取組を進めてまいります。当然、並木、板谷の検討に入る前には、住民の意向を伺った上で取組を進めてまいりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

○吉田委員 9-2の1ページですけども、各公共交通等の役割分担ということで、役所らしいなんて言い方は変ですけど、何かこれ見ただけで既に縦割りに感じます。茨城県は結構、遅れているんですけど、ほかの県とか、施設もそうなんですけど、ごちゃ混ぜが流行になっていて、例えばこのスクールバス

も、スクールって限定するから、小学生しか乗れないですけど、さっき竹内議員から話があったとおり、こういうところに、高齢者の方も乗れるとか、安全面とかもあるのかもしれませんが、この人はこれ使って、障害者はこれ使ってじゃなくて、この多様性の時代ですから、少ない資源でやるしかないってなったら、それを共有するっていう基本的根本的な考え方を、公共交通で常に持たなきゃいけないと思うんです。ですから、この計画を作るときに、役所が大好きな役割分担も分かりますけど、公共交通を考えたときに、もう少しそういう柔軟な、発想をしないといけない。高齢者のためとか、地域の人たちのためなのに、小学生だけとかっていうふうに作っちゃうと、やっぱりどうしても地元の協議会で協議して、テストケースでやったらあんまり人が乗りませんでしたってなっちゃうと思うんです。そうじゃなくて、人が利用してるところがあるんだから、それに追加してやっていけば、資材の投入をしても、少なく済むと思うので、そういう考え方も欲しいなと思っております。

○飯泉都市計画課長 はい。ただいまですね、吉田委員さんから御意見ございました。確かにおっしゃるとおり、スクールバスとかそういったものも含めて活用するなど、公共交通の考え方を今一度整理するべきであるということで、国の方も方針を示しておりますので、土浦市におきましても一応、資料の中ではこのような整理の仕方はさせていただいておりますけれども、そういった意識を持って、視点を持って取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○平石委員長 ありがとうございます。そのほか、御質問等ありますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 つぎに、⑩令和5年度つちうらM a a S推進協議会の取組について、説明をお願いします。

○飯泉都市計画課長 都市計画課でございます。つづきまして、つちうらM a a S推進協議会の取組につきまして、説明をさせていただきます。産業建設委員会資料の「⑩つちうらM a a S推進協議会の取組について」をお願いいたします。それでは、表紙をおめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。つちうらM a a S推進協議会につきましては、関東鉄道株式会社が発起人となり、設立趣旨にありますとおり、本市の観光資源を活用や市民の皆さんの移動手段の確保等の施策を展開することによりまして、地域経済の活性化を図るとともに、未来技術を活用したモビリティ向上を目的といたしまして、令和2年7月に設立されたものでございます。3の参加団体につきましては、記載のとおり16団体となっております。令和5年度からは、かすみがうら市も参加をすることとなっております。4のこれまでの取組といたしましては、令

和2年度に、電動キックボードの走行実験やAIを活用したコミュニティバスの運行実験、アプリを活用したキャッシュレス化などを実施し、令和4年度につきましては、電気自動車でありますグリーンスローモビリティや小型バスの運行実験、デジタルサイネージによる運行案内等を実施したところです。そして、令和5年度の実施内容といたしまして、AIデマンドバスの運行実験、3ページとなりますが、グリーンスローモビリティの運行実験といたしまして、基幹的交通の補完と観光活用の2つの実証実験を予定してございます。その他、令和4年度に引き続き、デジタルチケットによるキャッシュレス化やデジタルサイネージとバスロケーションサービスによる情報提供を計画してございます。今後につきましても、適宜、産業建設委員会の皆様に報告を行いながら、取組を進めてまいりたいと考えております。説明は以上となります。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 つぎに、⑪土浦市住生活基本計画策定及び土浦市公営住宅等長寿命化計画見直し事業について、説明をお願いします。

○三浦住宅営繕課長 住宅営繕課でございます。つづきまして、産業建設委員会資料の11「住生活基本計画策定及び公営住宅等長寿命化計画見直し事業について」を、お願いいたします。それでは、表紙をおめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。住生活基本計画につきましては、市営住宅を含む住生活の施策を総合的、計画的に推進するために、策定をするものでございます。また、公営住宅等長寿命化計画につきましても、この計画が、上位計画にあたることから、整合性を図るため、併せて計画の見直しを行います。市内全域を対象としまして、また、策定につきましては、今年度と来年度の2か年で行い、計画期間は令和7年度から10年間を予定してございます。つぎに、計画内容でございます。住生活基本計画は、計画の目的や課題整理等を行い、また市民アンケートを行い、現状を把握した上で、3番におきまして理念と目標設定、4番におきまして目標を達成のための具体的な施策や指標を、5番としまして、推進計画を設定いたします。つぎに公営住宅等長寿命化計画は、住生活基本計画と整合性を取りながら、2番におきまして市営住宅の活用に係る方向性をまとめ、3番、4番といたしまして、長寿命化及び計画修繕の実施の方針を、定めるものでございます。つぎに、計画スケジュールといたしましては、本年度は2回の策定委員会に開いて御協議をいただくほか、市民アンケート調査を予定いたします。6年度につきましては、策定委員会等をはじめ、パブリックコメントを実施し、計画の策定を進めていきたいと、考えております。

計画の策定に関する委託料につきましては、2か年での策定を予定しておりますことから、3月議会で債務負担行為を設定させていただいております。なお、この計画策定につきましては、適宜、産業建設委員会の皆様に御報告を行いながら、作業を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。説明は以上となります。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

○竹内委員 市営住宅は、ページをめくるといっぱいあるんですけど、最近市営住宅なくしちゃったところもあるんだよね。若松町だとか、それから都和のほうもね、綺麗になっちゃいましたからね。市営住宅の今後、解体、更地、地主に返すなど、計画はあるんですか。

○三浦住宅営繕課長 市営住宅の用途廃止であったり、解体であったりというところは、古いものについては壊してるというのが現状でございます。しかし、先ほど言いました住生活基本計画の中で、将来の住宅、市営住宅の必要量であったり、今後の動向というのを調査いたしまして、必要量を定めますので、それに基づきまして、解体であったり用途廃止というところは、考えていきたいと思っております。以上です。

○竹内委員 ちょっと前お話ししたけど、板谷の第一、第二なんかね。ほとんど人がもう住んでないという状態があるわけですよ。それから逆に言うと、綺麗などころもあるわけですよ。しかし、市営住宅の需要は、これからまた増えるわけだから、地主にただ返せばいいってことじゃなくて、新しい市営住宅を建てる計画なんかも、並行的にあるんでしょうか。

○三浦住宅営繕課長 新しい市営住宅の建築につきましては、今のところ計画はございません。

○竹内委員 ということは、若松町とか都和とか、市営住宅がどんどんなくなってるわけですけど、新しい住宅は、建てる計画はないんだ。

○三浦住宅営繕課長 竹内議員さんが今言われてます板谷につきましては、平成の26、27、28にですね、老朽化に伴いまして移転事業の方も行っております。今、住んでる方は、その時に移転をしなかった方々というところでございまして、まず板谷につきましてはここ老朽化も著しいというところもありますし、耐震化という問題もありますので、今年度また住んでる方についての方向性は、検討していきたいと思っております。

○竹内委員 今までの既存の市営住宅は、大体どんどんなくなっている流れの中で、新しい市営住宅を建てるという計画はないわけですから、市営住宅の総量はぐっと減るね。

○三浦住宅営繕課長 すいません。ちょっと言葉が足らなかったのですが、先ほどの板谷を例にしますと、移転というところがあって、今、市営住宅でも空いてるところがありますので、そこに優先して入っていただいたりというようなことで、まずは考えております。

○島岡委員 竹内先生が今おっしゃったんで、私もそういう考えがあったもので発言させていただくんですけど、子育てに特化したようなそういう市営住宅が、学校とか、幼稚園に近いところにあるとすごく便利で、更に安価であるような市営住宅ができていいのかなと思います。そういうのを作っている自治体も実際ありますので、それも頭に入れていただきたいなと思うんですけど、今、烏山のめぐみ保育園の脇に40所帯ぐらい、ある民間の会社の住宅ができていますけど、あそこから大岩小学校に通うのには、3キロ以上歩かなくちゃならないという実態もあったりして、これ大変だなあと思ったりもしていますけど、そういう意味で子育てに特化したような新築の住宅があったらいいなと常々考えておるところでございまして、御検討いただけたらと思います。

○三浦住宅営繕課長 島岡議員さんの御提案につきまして、ほかの自治体ではそういう子育てというところもございしますが、公営住宅法というところの条件もありますので、検討させていただきます。以上です。

○吉田委員 利用状況の資料はありますか。

○三浦住宅営繕課長 令和4年度末の入居者状況の資料を作成しまして、皆様にお渡ししたいと思います。ただ今、用意がなく申し訳ございません。

○平石委員長 ほかによろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 つぎに、⑫土浦市公共下水道事業経営戦略について、説明をお願いします。

○室町下水道課長 土浦市公共下水道事業経営戦略について、サイドブックの2ページ、をお願いします。今回の経営戦略をまとめたものです。土浦市公共下水道事業経営戦略については、平成28年度に策定したところですが、令和2年度より公営企業への移行したこと、さらには、策定から6年を経過したことから、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等の経営戦略の見直しを図るための改定を行いましたことから、御報告申し上げます。下水道事業につきましては、施設の老朽化に伴う大量更新時期の到来や人口減少等に伴う料金収入の減少など、経営環境が厳しさを増していく中、将来にわたり安定した経営を持続的に提供できるよう、投資と財政の両面から、中長期的な経営の基本計画である経営戦略の策定が求められている背景がございまして、2番の経営戦略の概要を御覧ください。今回の経営戦略においては、土浦市の下水道事業の

現状と課題や将来の下水道事業の環境を予測し、経営の基本方針、投資財政計画期間を設定し、事業の効率化・経営健全化を図るように努めるとするものとしております。なお、このページの最下段のやまカッコの分析結果の要点では、今回の経営戦略を総括しております。この経営戦略では、現在の投資・財政計画により、必要な投資を実施した場合をシュミレーションしたところ、下水道事業の重要な財源である使用料収入は、現在の水準を維持しつつ、安定的な事業の継続が見込まれると、評価されました。また、今後は過去の企業債償還や減価償却費の減少もあり、一般会計繰入金の減少も見込まれることとなります。しかしながら、施設の老朽化に伴う更新投資の増大が今後の重大な課題であるため、計画的な更新により、投資の平準化を図りつつ、緊急度の高い重要な施設を優先的に更新していきます。今後も経営環境や社会情勢の変化に対応し、適宜、経営戦略を見直していきたいと考えております。3ページ以降に、概要版を掲載させていただいておりますので、後ほど、御覧いただきたいと存じます。なお、経営戦略については、今後ホームページにて公表する予定でございます。説明につきましては以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

○寺内委員 下水道課長よ、滝田課長のときに話してあったんだけど、旧市内の下水っていうのはもう布設して50年経っているんだよな。だから、大体こう、年次計画でやってもらわないと、手を付けないうちに終わっちゃうんじゃないかと思うんだよ。最初に旧市内から下水は普及してったんだから、また原点に戻ってやっていかないと、どんどん老朽管が増えてきちゃうと思うんだよ。だから、確かに今の説明は優等生な説明だけでも、実際は、年次計画でこのようにやっていきますからっていうことを言ってもらわないと、いつになったらやってくれるんだ。1日でも早く普及させてもらわないと、局地的な大雨が降ったならば、水が吐けなくて、町中本当にボートが必要になっちゃうよ。そういうことを考えて、年次計画でこのようにやっていきますっていうことやってもらわないと、旧市内はゆっくりして寝られなくなっちゃうと思うよ。長寿命化のSPR工法とかを使ってやってくと思うんだけど、町の人はやっぱ心配なんだよ。ここでどうにかしろということは言わないけど、何度も委員会でこうやって指摘しているようではしょうがない。根本的に考えて、委員会の報告してください。

○室町下水道課長 ありがとうございます。現在ストックマネジメントを計画しまして、まず優先度が高いところについて、カメラを入れて環境の調査をやっているところがございます。その結果に基づいて、計画させていただきたいと

思います。なお、大畑地区の陥没がございますので、その区間の管渠及び旧市内については50年を超えた管渠がかなりあるってことで、優先的に計画に入ってくると思いますが、今後、調査結果に基づいて、適時報告させていただきたいと思います。以上でございます。

○**下村委員** 今の関連なんですけど、旧市内の下水道っていうのは、古いものだから、汚水と雨水が混じってるんですね。それで下水処理場センターにいったらちゅうわけですよ。そうすると、局地的な豪雨があったりすると、流水してくっつてのかな、浄化センターに入ってくる汚水量が多くなりますよっていうので、追加補正して、下水道料金を払ってますよね。そういったことがあるから、やっぱり旧市内を早めに改善をしていかないと。ただ大雨降ったから県にお金を払うのなら、やっぱり計画的に5年後には綺麗にするというような、先を考えて計画を立てていくことが大切なのかなと思うんですよ。県に雨水の処理水までお金取られる時代なんだから、そこら辺をよくお考えいただいて、きちっと雨水と汚水等を分けるというのが本来下水のあり方だったんです。昔は、そうじゃなくて、合流の下水だから、今になると、流量が多いからお金取られるって県ではどんどん取ってちゅうわけですから、そこら辺もよく調査をして、改善してほしいなと思いますがいかがでしょうか。

○**室町下水道課長** 御指摘ありがとうございます。旧市街地177ヘクタールにつきましては内水排除を目的に整備が始まったところでございます、それについては合流式っていう状況がございます。ただ、合流式について完全な分流化は、非常に難しい状況がございます、現在は、雨水についても初期の雨水は、やっぱり汚いということで、河川放流は河川によくないということでございます。初期雨水につきましては、一時的に貯留槽を設置しております、初期雨水は一旦そこに溜めて、その後の降り続いた雨については汚くないということで、河川に放流する状況でございます。雨がやんだ後に、雨水滞水池に溜まった水を少しずつ流域の方に送っているような状況で、極力環境に悪くない下水道ということで整備している状況でございます、そういう改善はしてるところでございます。完全分流化っていうのは非常に難しい状況なので、今後の課題ってことになりますけれど、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

よろしいですか。

○**平石委員長** つぎに、その他です。⑬茨城県県行分収造林に係る伐採について、説明をお願いします。

○**黒須農林水産課長** 農林水産課です。別添資料13をお願いします。茨城県県行分収造林に係る伐採について報告いたします。まず、県行分収造林制度で

ございますが、これは茨城県が県以外の土地所有者の土地に植栽、保育、伐採を行い、伐採で得た収益を土地所有者と分配する制度でございます。当市は、昭和37年に当時の新治村が茨城県との間に分収造林契約を行った経緯があり、この契約が満了を迎えていることから、今年度樹木伐採を行うもので、収益について県6割：市4割で分収するものです。具体的には、右側の位置図に示しました赤色部分の市の保有地約7ヘクタールに、当時県が造林を行い、育成保全を行っていたものを契約満了に伴い、伐採して国産木材として販売を行うものでございます。県では、今年9月に入札を行う予定で、伐採業者を選定、工期は30か月を予定しております。今後は、業者が確定次第、協議の上、実施時期を決定していく予定でございます。なお、伐採後の跡地は市の所有地のため、市で植栽等を行い、管理をしていくものです。報告は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

○竹内委員 これは初めてじゃないので、新治と茨城県でやっていたのか。

○黒須農林水産課長 はい。こちら県北の林業が盛んな市町村では結構やっている事業らしいんですが、県南地域では、当時、新治村が初めて契約を結んで行っている事業とお聞きしております。

○竹内委員 どのくらいの販売収益が見込まれるか。

○黒須農林水産課長 県にも聞いてみたんですが、実際その工程で工事費を差し引いた分の収益ということで、材質で販売価格も変わってくるというお話なので、やってみないと何とも言えない状況です。

○海老原委員 伐採した後の植栽という問題で、私も花粉症なんだけど、優しい杉をお願いします。今、あるからね。

○黒須農林水産課長 植林につきましては、広葉樹の桜とか紅葉を植栽できればと考えております。

○吉田委員 先ほど土地というか、植栽っていうふうに考えてらっしゃるかと思うんですけど、民間で伐採、伐根するということになるのと、すごくお金が掛かるじゃないですか。すごく景観がいいところで、せっかくこう伐採、抜根したりするのであれば、また50年掛かるわけですよ。せっかく更地みたいになるのであれば、違う活用方法を考えてもいいんじゃないかと思えます。

○黒須農林水産課長 こちら、伐採は行いますが、抜根は行わない話になってございます。抜根もするものすごいお金も掛かるということにはなるかと思うんですが、跡地につきましては、国定公園に指定されている地域でございますので、どういうものができるか調査してみたいと考えております。

○吉田委員 抜根しないってことだったので、そうすると植栽できる場所って限られてきちゃいますよね。そこまでできなくてまた植栽するんだったら、前回植栽したよりも少ない数になっちゃうじゃないですか。そうすると、国定公園っていうこともわかるんですけど、民間ベースの考えも設けていかなきゃいけないこととか、こういう場所で民間が事業をやりたい人たちの話も聴きながら、自然と遊べるような、自然をうまく生かしながら遊べる施設すごく多いと思うので、やっぱそういうところは役所側の考えだけじゃなくて、民間の知恵を頂きながら、こういう50年に1度ってなかなか出るもんじゃないんであるんで、継続して同じっていう芸のないことじゃなくて、民間の知恵を入れて、うまくこうにぎわいに生かすっていうのも一つだと思うので是非御検討いただければ。

○黒須農林水産課長 吉田議員さんの御意見ありがとうございます。いろいろ考えていきたいと思えます。

○平石委員長 そのほか、御質問等ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 つぎに、⑭桜土浦インターチェンジ周辺地区土地利用促進事業発起人会の結成について、説明をお願いします。

○福澄都市整備課長 桜土浦インターチェンジ周辺地区における土地区画整理事業を、より具体的に地権者と協議し、合意形成を図るため、発起人会の募集について地元説明会等を行ったところ、参加意向者がそろったため、4月の19日に顔合わせ会を行いまして、5月24日に正副会長の選出を行ったので報告いたします。つづいて、意向調査の結果についても報告をさせていただきます。対象者84名中提出73名、未提出11名、賛否につきましては、条件によって賛成を合わせると約80パーセントの賛同が得られている状況でございます。発起人については、18名参加されました。今後は、発起委員会での勉強会や先進地視察などを行いながら、組合の前段の組織でございます準備会の設立に向けまして、一般の地権者にも説明会の等を重ねながら、9割以上の仮同意を目指してまいります。私からの説明は、以上になります。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

○島岡委員 よく利用するところなんですごく興味があって、もっと早くできなかったかなと思ったりはするんですけど、どの区域なのか地図でも頂ければと思うんですけど、よろしくをお願いします。

○福澄都市整備課長 説明会等でも作っている資料がございますので、後でお渡しさせていただきたいと思えます。

○海老原委員 この改正予定区域内の土地所有者84名ということだけど、これは全部個人なのか、企業はないのか。

○福澄都市整備課長 この84名とございますのは、一家族をまとめて計算しているので、実際はもっと人数が多く、法人も数社含まれております。

○平石委員長 つぎに、⑮神立駅西口地区土地区画整理事業の進捗状況について、説明をお願いします。

○福澄都市整備課長 神立駅西口地区土地区画整理事業の進捗状況について御報告いたします。当事業につきましては、今年度が事業施行期間の最終年度となりますので、事業の進捗状況及び土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合の解散についての御報告でございます。資料2番の事業の概要でございますが、総事業費56億3,000万円。施工面積が2.2ヘクタールとなりまして、土浦市1.3ヘクタール、かすみがうら市、0.9ヘクタールとなっております。施工期間は、平成24年度から今年度までとなっております。合わせて都市施設として、神立駅前西通り線、神立停車場線、神立駅西口駅前広場の整備も実施してございます。3番の今後のスケジュールにつきましては、換地や清算金を確定する換地処分公告を7月に予定しております。その後、生産業務を行ってまいります。西口駅前の広場の工事につきましては、当初の予定よりも工事が遅れてございまして、11月中旬ごろの完成を見込んでございます。理由といたしましては、駅前広場の歩道部分に設置するシェルターに使用する鉄鋼等の資材不足が続いておりまして、通常の4倍程度の納期が必要な状況のため、工事全体が遅れているものです。つづきまして、4番の一部事務組合の解散についてでございますが、土地区画整理事業の完了に伴い、組合で行う事務が全て完了いたしますので、今年度をもって解散するものとなります。解散の事務のスケジュールといたしましては、まず、土浦市、かすみがうら市、茨城県との事前協議を行いまして、地方自治法290条の規定にございまして、組合を構成する両市議会の議決が必要となりますので、両市の12月議会、こちらに議案を提出させていただきまして、御承認後、解散届を茨城県に提出することになります。県での手続が2か月程度かかるため、令和6年2月下旬に解散する方向となっております。説明は以上となります。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

○竹内委員 この完成イメージすごいね。どこの駅かと間違えちゃうぐらいだけど、これ駐車場の台数と駐輪場の台数と、タクシーも停められる台数を教えてくださいませんか。

○福澄都市整備課長 申し訳ございません。手元に資料ございませんので、後

で合わせて資料を提出させていただきたいと思います。

○平石委員長 次の、⑩工事発注状況報告については、各自、資料を御覧いただくこととし、説明は省略といたします。つづいて、その他、⑰地域地区等調査事業について、執行部から説明をお願いします。

○飯泉都市計画課長 都市計画課でございます。産業建設委員会資料の「⑰地域地区等調査事業について」をお願いいたします。それでは、表紙をおめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。本調査の目的について、でございますが、都市計画につきましましては、土地や建物の利用状況、将来のまちづくりの方向性や、社会経済情勢の変化等に対応するため、必要に応じて用途地域などの見直しを行うこととなっております。今回は令和7年度が定期見直しを行う年となっております。このような中、本市におきましては、現在、都市計画審議会におきまして、協議を行っていただきながら、都市計画マスタープランの改定を進めておりますことから、令和3年に実施いたしました都市計画基礎調査の結果を始め、マスタープランとの整合を図る基礎資料とするため、本調査を実施するものでございます。なお、本事業の調査期間につきましては、本年度と来年度の2か年を予定しており、調査の内容といたしましては、地域の実情や将来都市像に見合った都市計画を実現するため、用途地域の変更などの調査を行うものとなっております。対象地域は、市内全域となっておりますが、都市計画マスタープランの位置付け等を踏まえ、対象箇所の絞り込みを行いながら調査を進めてまいります。対象箇所といたしましては、都市計画マスタープランにおきまして、インターチェンジ周辺や駅周辺の土地利用の促進などを検討しておりますことから、インターチェンジ周辺の産業系土地利用や、現在、神立駅の西口につきましましては、土地区画整理事業により、都市基盤の整備が進められておりますので、例えば、今後の神立駅東口側のまちづくりの考え方を整理しながら検討ができないか、というようなことを考えているところです。なお、令和2年度に実施いたしました、前回の定期見直しによる変更内容は記載のとおりとなっております。本調査事業につきましましては、適宜、産業建設委員会の皆様に報告を行いながら、作業を進めてまいります。説明は、以上となります。よろしくをお願いいたします。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 その他、執行部からありますか。

○佐藤産業経済部長 執行部からは、ありません。

○平石委員長 委員の皆様からその他についてございますか。

○海老原委員 マスコミでも報道された桜川のハクレンについて、ある程度把握してると思うんだけど。

○渡辺建設部長 新聞報道でもございましたが、こちらですね24日未明から25日の水曜日にかけて、つくば市にある田土部ぜきの水位が下がったことによりまして、ハクレンが窒息死した事案でございます。この案件はですね、茨城県の土木事務所が担当で、魚の回収等を行うということになっておりまして、土浦市役所の方では、担当は環境保全課の方で、行っております。当初はですね、オイルフェンス等で茨城県の方で回収していましたが、やはり取りきれない魚がですね、土曜日には虫掛付近ですね。それから、日曜日の早朝には土浦橋付近に流れ着いて大量に、川に浮いていたということで、土浦市民の方からも多数通報があったと聞いております。環境保全の方では、土日出勤しまして、電話応対等で対応したということでございます。以上でございます。

○竹内委員 何トンと言われる回収した魚は、最終的にはどういうふうに分するのですか。

○渡辺建設部長 当初はですね、埋めて処分していたということですが、最新の情報は入っていませんが、その後、土浦市の清掃センターに、県のほうから焼却処分をしたい旨の申合せがあったと聞いております。

○平石委員長 そのほか、よろしいでしょうか。それでは長時間にわたり、お疲れ様でございました。以上で、産業建設委員会を閉会します。